

平成26年5月
東京税関業務部

関係各位

チリ国向けに輸出する中古の農業機械類の取扱いについて
(施行日の延長)

標記につきましては5月30日施行予定とお知らせいたしましたが、農林水産省において、別添「チリからのSPS通報に関する追加情報」がホームページに掲載されましたのでお知らせします。

現時点では施行日は未定となっております。

《添付資料》

チリからのSPS通報に関する追加情報(中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求)

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341

平成26年5月30日

チリからのSPS通報に関する追加情報
(中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求)

本件については、先日情報提供したところです（5月16日に植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）に掲載）。

当初 SPS 通報では本要求は5月30日から施行予定とされていましたが、今般、チリ当局に確認したところ、施行が延長され、現時点では施行日は未定との情報を得ましたのでお知らせします。

なお、今後、本件に係る情報は植物防疫所ホームページでも提供させていただきます。

農林水産省消費・安全局

植物防疫課検疫対策室

担当：角屋、木村

電話：03-3502-5978